

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第33号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「新潟市行政組織規則」の次に「（平成19年新潟市規則第67号）」を加える。

第62条の見出し中「徴収又は収納の事務」を「公金事務」に改め、同条第3項中「第1項各号のいずれかの事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項ただし書中「当該事務」を「当該公金事務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号に掲げる事務の委託」を「公金事務」に、「者」を「法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「次に掲げる事務の委託を」を「公金事務を委託」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

収支命令職員は、法第243条の2第1項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「公金事務」という。）を委託したときは、同条第2項の規定により告示しなければならない。

第62条の2を次のように改める。

（公金の収納の委託）

第62条の2 法第243条の2の5第1項に規定する法第243条の2第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等として市長が定めるものは、法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとする。

第62条の3を削る。

第81条第1項中「施行令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、

「者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第85条第2号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

第87条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第136条第2号を次のように改める。

(2) 県市民税及び森林環境税

第166条中「及び第165条の3第3項」を削る。

第168条中「法第243条の2第1項後段」を「法第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表第1 市民生活部の項中

「

市民生活部	市民生活課	課長	市民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
			消費生活センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）
	市民協働課	課長	市民協働課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

」

「

市民生活部	市民生活課	課長	市民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
-------	-------	----	---------------------------

に改め、同表文化スポーツ部

		消費生活センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）
--	--	------------------------------

の項委任する事務の欄中

1 所管事務に係る 収入金を収納すること。		
2 美術館使用料の観 覧券販売及び美術館 の刊行物等販売に係 る手数料を繰替払の 方法により支払する こと。		
1 所管事務に係る収 入金を収納するこ と。	を	
2 博物館使用料の観 覧券販売に係る手 数を繰替払の方法に より支払いするこ と。		

に改め、同表環境部の項中

所管事務に係る収入金を収納すること。

環境部	環境対策課	課長	環境対策課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
	循環社会推進課	課長	循環社会推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

環境部	循環社会推進課	課長	循環社会推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
-----	---------	----	-----------------------------

に、

	廃棄物対策課	課長	廃棄物対策課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
			廃棄物対策課の管理の下にある清掃事務所職員（収納事務に従事しない者を除く）

を

			。)
--	--	--	----

	廃棄物対策課	課長	廃棄物対策課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)
--	--------	----	--------------------------------

に改め、同表福祉部の項中

福祉部	福祉監査課	課長	福祉監査課の職員（ 収納事務に従事しない者を除く。）
-----	-------	----	-------------------------------

を

福祉部	福祉総務課	課長	福祉総務課の職員（ 収納事務に従事しない者を除く。）
	福祉監査課	課長	福祉監査課の職員（ 収納事務に従事しない者を除く。）

に改め、同表子ども未来部の項中

	保育課	課長	保育課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
--	-----	----	-------------------------

を

幼保運営課	課長	幼保運営課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
幼保支援課	課長	幼保支援課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

に改め、同表農林政策部の項中

農村整備・水産振興課	課長	農村整備・水産振興課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
中央卸売市場	次長	中央卸売市場の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

農村整備・水産振興課	課長	農村整備・水産振興課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
------------	----	--------------------------------

に改め、同表土木部の項中

みどりの政策課	課長	みどりの政策課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
地域土木事務所	所長	地域土木事務所の職員（収納事務に従事

を

			しない者を除く。)
--	--	--	-----------

	みどりの政 策課	課長	みどりの政策課の職 員（収納事務に従事 しない者を除く。)
--	-------------	----	-------------------------------------

に改め、同表消防局の項中「危

険物保安課」を「規制指導課」に改め、同表教育委員会の項中「地域教育推進課」を「生涯学習推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。